令和4年度長野県社会福祉審議会

日 時 令和5年2月6日(月)16時まで

場 所 長野県庁本館棟3階 特別会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員照会
- 4 会議事項
- (1) 説明事項

(中島委員長)

それでは、この後、議事を進めてまいります。 まず、会議事項の(1)説明事項ア、民生委員・児童委員の一斉改選についてに入ります。 それでは、説明をお願いいたします。

説明事項ア 民生委員・児童委員の一斉改選について 資料1の説明

(中島委員長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。なお、発言する際は、マイクを口元に近づけてからお願いいたします。いかがでしょうか。海野委員さん。

(海野委員)

海野ですけれども、民生委員さん、児童委員さん、いずれも定数、なかなか充足が難しいというのは全国的な課題かと思うんですけれども、多分仕事されてない方を前提とした制度になってしまっていて、これから75歳まで皆さんが働くとなると、そういった方はもうだんだんいなくなっていくということが明らかな状態で、75歳過ぎてから民生委員さんになるということになってしまうのであるならば、民生委員さんの仕事そのものの在り方だとか様々なものを見直していかないとじり貧になっていくんではなかろうかと思いますので、その辺のところを御検討いただければいいなと思っております。

あと、児童委員なんですけれども、子どもは弱者で大人が何とか支えなければいけないということを 前提として言いますけれども、今度のこども基本法もそうですが、子どもの意見を聞いていくという内 容に変わってきておりますので、子ども自身で様々な課題を子どもたち同士で、そこに保護者も関わっ てそれをファシリテイトしていくというかマネジメントしていく、そんな立場としてこの児童委員さん がされていくと、もう少し全体的な在り方っていうのが変わっていくんではないかなと思っております。 長期的な課題として御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。意見です。以上です。

どうでしょう。県から何かコメントがあればお願いします。

(手塚地域福祉課長)

民生・児童委員の担い手の確保という点につきましては大変難しい問題がございまして、その在り方につきましても、法律の制度ということもございまして、国のほうで検討はしておるという話はお聞きしておりますが、その後、検討結果が出てまいらないものですから、内容的にはちょっとまだ不明でございますけれども、私どもとしましても、民生委員さん、いわゆる地域において信頼される方々が民生委員さんになられること等もございますので、そういった方々につきまして、いろんな役回りを頼まれることもある中で、できるだけ民生委員さんの負担を減らしていこうということは一つの方向性として考えてきたところでございます。もちろん法律で決まっている役割はあるわけですけれども、それに付随したいろんな役割も中にはあるという話をお聞きしておりますので、できるだけ民生委員さんの役割に集中していただけるような方向で考えているというふうに考えているところでございます。そういった中で、このQ&Aなどを作っておりますけれども、またこういったものも充実させていかないといけないと思います。

また、児童委員さんにつきましては、その在り方につきましてはちょっとよく考えさせていただきまして、また適切な、時代に合った活動内容になるように検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(中島委員長)

永田委員さん。

(永田委員)

海野委員さんの貴重な御意見、もっともだと思います。須坂市でも平均年齢、今回68.8歳なんですね。私自身ももう後期高齢者に入ってて、続けているから続けられるのかなという部分もあるんですが、最高年齢が82歳。この方も続けてきていらっしゃるからできるのかなっていう思いもあります。コロナ禍でほとんど活動できないということがあって、一番痛かったなと思うのは、研修ができなかったことですね。そうすると、基礎的な民生委員としての知識が乏しくて対応に四苦八苦ということがあって、とても大変な3年間だったと思います。いろんな場面を見てますと、やはり委員同士の交流がないということを考えると、和やかな部分が欠けてきたりするもので、ちょっとした足の引っ張り合いとか、そんなことも、小さなところなんですが出てきてしまったりした3年間だったように思います。今後はオンライン研修に移行はしていくんですが、高齢なためにやはり聴力とか視力とかいろんな部分で劣ってきておりますので、1時間半の研修、これから、今月はほぼそういう研修で過ぎてしまうと思うんですが、そんなことを繰り返しながらの手探りの状態の研修になると思うんです。行政の方たちもいろんな配慮をしていただいて、これからどうするかという課題もあるんですが、大きな支援をいただきながらオンライン化に向けての研修がスムーズにできますように御指導いただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(中島委員長)

コロナで研修がやりにくくなって、今、永田委員さんがおっしゃったような、サポートがうまくできなかったということですね。

(永田委員)

そうですね。

その点は県でも考えてサポートいただければと思います。 そのほかいかがでしょうか。県から、御発言いいですか。萱津委員さん。

(萱津委員)

1点要望ですが、医療的ケア児の支援法ができて、地域福祉計画も入ってきています。当事者のお母さんから、主任児童委員さんに御相談したいと思っているんですが、なかなかそこの周知と研修ができていないようです。主任児童委員さんが民生委員さんのほうのまとめ役の仕事が多くてなかなかそこまで手が回らないようだという意見もあります。地域で相談に乗ってくださる方たちの立場として、ぜひ主任児童委員さんには、児童虐待の問題もありますけれど、新しくできた支援法の医療的ケア児について、地域にいるんだよということの理解と、相談に乗るための研修をぜひやっていただきたいと当事者のお母様から要望がありましたので、お伝えしたいと思いました。

以上です。

(中島委員長)

そこの点については、何か。

(手塚地域福祉課長)

お二方の御意見、いずれも民生・児童委員の研修に関するものかなと考えています。一つはやはり、 先ほどお話にもございましたように、民生・児童委員の活動がここのところちょっとコロナの関係もあって対面でできない。活動そのものもそうですし、研修もなかなか対面でできないという事情がありまして、やり方に苦慮されたところかと思います。資料の5にも書いてございますけれども、おおむね、 今半分以上の委員さんが新任者という形になりますので、そうしますと、やはりなかなか知らないことも、あるいは普段顔を合わせない、そういったこともあるとお聞きおりますので、できるだけ支援してもらいたいと思っておりますし、また御要望のほうをお寄せいただければと思っております。

また、医療的ケア児の話でございますけれども、最近、私どもの行政の中でもクローズアップされてるものもございますけれども最近そういった、顕在化という言い方が正しいのかちょっとよく分かりませんが、そういった問題につきまして、この問題に限らずいろいろあろうかなと思っておりますので、その内容につきましては、地元の自治体とも相談しまして、内容については検討したいというふうに考えてございます。

以上です。

(中島委員長)

時間の都合もあるので、他になければ次に進めますがよろしいでしょうか。 それでは、次に、説明事項イの障がい福祉関係条例の一部を改正する条例案についてに入ります。 それでは、説明をお願いいたします。

説明事項イ 障がい福祉関係条例の一部を改正する条例案について 資料2の説明

(中島委員長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見、ございますでしょうか。

(海野委員)

海野ですけれども、インクルーシブ保育について、ただし書があり、保育所と児童発達支援との一体的な支援を言うというふうに書かれているんですけれども、私の認識では、障がいがあるお子さんもないお子さんも全く同じ部屋で、同じ空間で、同じ施設で共に過ごすという受け止め方だったんですけれども、これは私が違うのか、その辺を説明いただければと思います。

(中島委員長)

お願いします。

(藤木障がい者支援課長)

障がいをお持ちでも保育所に通われてる方もいらっしゃるので、そういう場合はその中でインクルーシブな保育がなされていると思います。県内にも数は少ないとは思いますが、保育所等と児童発達支援事業所が併設されているような場合に、利用施設間の交流、子どもたちの交流が深まるように、今回、専従規定に特例を設けさせていただくものでございます。

(海野委員)

できれば子どもを真ん中に置いて大人が、周りが動いていくっていう方向にしないと、施設が併設すると、多分子どもが移動するということになってしまうものですから、子どもが移動するんじゃなくて、子どもを真ん中に置いて、そこに両方が連携しながら関わるというふうにしていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

(中島委員長)

県内だと上田市の蓮の音こども園がやっていますかね。

(藤木障がい者支援課長)

そうですね、まさにおっしゃるとおりだと思います。

(中島委員長)

数は少ないですが、聞いた限りではよくやっているとは思っているんです。

今の御意見も踏まえてよろしくお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

(菅津委員)

社会福祉士会の萱津です。この自動車を運行するときの子どもの所在の確認の箇所で、「自動車を運行するときは、点呼等により」の前に、「複数の職員で」というのを追加できないでしょうか。実際に複数の職員でやっているのが通常ですが、場合によっては人がいないからと園長1人で送迎をしていたということもありますので、ここに複数の職員で必ず点呼をするというような文言を御検討いただけないでしょうかという提案です。

(藤木障がい者支援課長)

今、大変貴重な御意見をいただいたと思っております。条例には基本的な部分を定めさせていただいて、県から出す通知でさらに細かいところまで規定をさせていただく予定でおります。そのように対応させていただければと考えております。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようであれば次の議題に入ります。

それでは、ウに移ります。説明事項ウの長野県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案についてに入ります。

それでは、説明をお願いします。

説明事項ウ 長野県総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案について 資料3の説明

(中島委員長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等あればお願いします。いかがでしょうか。 ございませんか。では、独立採算制にするというのは、どんな意味合いなんですか。 地方公営企業はそのようなイメージがあるんですけれど。

(藤木障がい者支援課長)

必ずしも県立で運営するこのセンターが独立採算制にそぐう施設というわけではありません。不採算部門があるがゆえに県立で継続していく意味あると思っております。そうは言っても、その経営状況をタイムリーに把握していくことは非常に大切なことだと思っておりますので、公営企業会計を導入することによって経営状況をしっかり把握しながら、より安定的な経営をしていきたいということで、改正をお願いするものでございます。

(中島委員長)

経営的なこともしっかり考えてほしいということですね。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

特にないようであれば、次の議題に入ります。

説明事項エの長野県子ども・若者支援総合計画の改定について及び、説明事項オの長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査結果についてに入ります。

説明終了後、御質問、御意見をいただく時間をまとめて設けますので、御承知ください。それでは、説明をお願いいたします。

説明事項エ 長野県子ども・若者支援総合計画の改定について 資料4の説明

説明事項オ 長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査結果について 資料5の説明

(中島委員長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(海野委員)

海野です。資料4の裏なんですが、一番下なんですけれども、子どもの性被害防止ということで、子どもの性被害防止教育キャラバン隊の派遣ということで書かれているんですが、どこかでその内容というかチラシというようなものを見たんですけれども、子どもに対して大事なところを第三者に見せない、触らせないというようなたしか内容であったかと記憶しています。真面目な子ほどそれを守るので結構なんですけれども、出口戦略がないというか、ずっと大人になっても大事なところは触らせないという懸念がございまして、そのとき、いいから、大事だから、それは確かに大切なんですけれども、大人になればこんなことは忘れて、ちゃんと大切な方とそういう営みがあるんだということを前提としておりますが、もしかしたら、これがきっかけでそれが抑えられてしまう可能性があるんではないかなということをちょっと懸念しております。少し、出口戦略でもないんですけれども、マスクも結局今回、子どもたち、自分の命を守るためにつけ続けるんだというふうに、昨日の街頭調査でも言っておりますので、そのときよかれと思ったことが後で取り返しがつかないということがないようにしていただきたいなと思っております。

あと、もう一つ、資料5のほうで、学校に行きたくないというのが、やめたくなるほど悩んだことがある、こういった資料が出てきて、貧困家庭、周辺家庭、一般家庭においても、一般家庭でも35%、36%あるということなんですけれども、こういった議論のときにどういう話になるかと申しますと、行きたくなるように子どもたちをしっかり教育しましょうという話になるんですが、行きたくなるような学校に変えましょうという方向にはどうしても議論がいかないで、子どもを変えよう、子どもを変えよう、相手を変えようとする傾向が強いものですから、今日、学びの改革支援課の方、見えておりますけれども、教育委員会でも共有していただいて学校が変わっていく必要が、もう喫緊の課題というか、もう変わってなきゃいけないのがまだ変わらないのかなんていう状況でございますので、こういった資料をぜひ生かしていただきたい。長野県の教育、子どもたちの自己肯定感を高めるというと、子ども自身を変えて自己肯定感を変えようとするんですけれども、そうではなく、自己肯定感が育つような学校に大人が変えていかなければいけないものを、それができていないというのが現状でございますので、僕の個人的な感想なんですが、ぜひそちらのほうの検討をお願いしますということでございます。

以上です。

(中島委員長)

いかがでしょう、この件につきまして。

(塩原次世代サポート課長)

性被害防止のキャラバン隊につきましては、教育委員会が小学校、それから中学、特別支援(高校)に対して、外部の専門家の組織も何人かでキャラバンを組んで学校を回っていただくという事業なんですけども、今、教育委員会もおりますので、そういった趣旨を踏まえてまた工夫してやっていければというふうに思います。

それから、今後、変えないといけないという意見、私も外部の方から様々こういった意見も聞くんですが、それは今回、教育委員会が同席しておりますので、同じように共有をさせていただければと思っております。以上でございます。

(中島委員長)

では、教育委員会の方から。

(三木指導主事)

貴重な御意見ありがとうございます。学びの改革支援課で指導主事をしております三木と申します。 よろしくお願いいたします。

各学校でも子どもたちが学校に行きたくなるような学校にするように努力はしていただいておるところではあると思うんですけれども、今いただきました御意見も踏まえて、様々な視点から学校の在り方について今後も考えていけるようにしていきたいと思います。

以上です。

(中島委員長)

では、高山委員さん。

(高山委員)

高山です。私も個人的な意見になってしまうかもしれないんですが、質問のところ、将来の夢や希望、なりたい職業となっていったときに、私が今関わっている不登校児やひきこもりの子たちと話していて、やはりこういう聞き方をされると、大人の考えとしては夢イコール仕事を聞いてるんでしょと、だから、分からなかったら分からない、ない、どうしていいか分からないという返し方しかできない。行ってみたい場所がありますかとかやってみたいことはありますかと聞かれたら、まだ返答はできるだけれどという話をみんなから聞いて、本当にそうだなと思いました。大人たちが家に帰ってきて夢を語ることもないし、仕事の愚痴ばかり聞いていて、なりたい仕事を聞かれても困るんではないか。私は今、介護福祉士なんですけど、今周りで関わっている子たちの前で楽しそうに、私がお年寄りの話をして、今、介護の道に進み始めてる子も中にいるんですよ、ひきこもってた子で。私もやってみたいって。いや、そんな簡単じゃないぞとか言うんですけど、憧れを持つというのは第一歩になって、やはりさっきのお話と一緒で、こんなことを子どもに聞くんだったら大人たちもこれをちゃんと理解しなければいけないし、学校での話の中で、夢イコール仕事、世の中甘くないんだぞと言ってるのは先生だったりする場合もすごく多いので、質問内容というものをもう一回考えると子どもたちの返答も少し変わってくるのかなと思います。

あと、人と接することが少ない子たちはコミュニケーションの力がやはり低いです。貧困家庭で親があまり家にいない子も。そうすると、耳にした言葉しか覚えてないので、さっきも言ったんですけど、夢とか将来の職業とか、そんな会話を耳にしたことがなくてこの質問をされてもやはり分からない、実はそういう能力がないわけではないんですけど、わくわくする聞き方をしてあげるとまた違うのかなと思いました。

(中島委員長)

質問の仕方って難しいんですよね。

(高山委員)

難しいですね。

(中島委員長)

多分、選択肢があればそれを子どもたち選ぶと思いますけれども、こう聞かれるとちょっと答えづらいかなと思います。

(高山委員)

あるかないかと言われればないって言われたので。

ユーチューバーとか、何かそういうもので選んでいけば順位がついていくかもしれません。 そのほか、よろしいですか。意外と簡単そうでとても難しいと感じるんです。 そのほかいかがでしょうか。塩野さん。

(塩野委員)

大変興味深い調査を資料で拝見しました。特にこの調査結果自体は興味深いと思うんですが、私もち ょっと不思議に思うとこがありまして、御質問というか御意見申し上げたいんですけども、この有効回 答が2割前後ということでして、その2割というのが、困窮してる方、生活に追われている方と余裕の ある方で同じ割合で回答がきているのかと。非常に生活に困窮してる人からの回答は、やはり少ないの ではないのかなと。そこが、特にこの世帯調査の収入の割合が、国勢調査とかの割合と同じ、平均的な 割合で回答はしてるのか、余裕のある方からの回答がすごく多いのか、そういったことが、この資料を 拝見して分からないかなと思いまして。単純に考えると、御質問の元の資料がないんで分からないんで すけど、多分質問がすごく多くて、結構漢字も多いので言い方が失礼ですが、生活に困窮されたり困っ てらっしゃる、少し能力が低い方、非常に回答が負担なのかなという印象受けまして。私はいろいろと そういう困窮者の方を支援するための相談を受けることありますけど、やはり一定の能力を持って回答 に意欲を持ってる方以外は書く気にもならないというか、難しいかなと。例えば日本語がちょっと読め ないとか。あと、私も弁護士で相談してると、所得ですとか世帯っていう漢字が読めない、その言葉の 意味が分からないという方が、働いてる方でもたくさんいらっしゃるので、いきなりあなたの世帯の所 得は幾らですか、もうそこでつまずかれて分からないと。あと、夫の収入を全く知らないとか、そうい う方もいたりとかして、御質問が難しいのかなという印象があって。日本語読めない、漢字読めない、 そういううんと困窮してる方がお答えになってる方がっていうのがちょっと疑問かなと思いました。あ と、郵便でちゃんと書いて出すということも結構手間がかかるので、それはもちろん社会の実態に沿っ てると思うんですけど、もっと困窮してる人がいるのかなというイメージがありまして、これだけの質 問にちゃんと答えて郵送で返送してくれるという余力のある御家庭だけでなく、もっと本当に困ってい る人は、多分、今お返事してこないかなと個人的には思うので、特に、家庭の世帯の構成とかが、シン グルの方が少ないみたいですが、それが本当の統計に合致してるのか、このシングルの人はやっぱり答 えてきてないだけなのか、その辺が分からなくて。本当にこういう困ってる人からの回答は何割ぐらい だったのかなというのは分からなかったので、もっとこれにも答えられないっていう人がたくさんいる かなと思うので、もう少し簡単なアンケートにしていただくとか、もう少しより困った人も簡単に意見 を言っていただけるような文にしていただけるといいんじゃないかななんて思いました。

以上です。

(中島委員長)

郵送で実施して20%というのは、多分普通の回収率です。大体これぐらいです。今調査について御意見賜りましたけども、私も言いたいこと幾つかあるんですが、統計的な検定はされているのかなということが一点です。塩野委員さんの質問に答えるとなると、困窮家庭の記述部分がこれでいいのか、あるいは少なかったのかというのは、調査する前に、制度設計のところでこれとこれを検定にかけるんだみたいなところをやると、多分5%水準とか1%水準という確率で正しいとか正しくないというのが出てくるんじゃないかと思うんです。そういうようなことやられているのでしょうか。

(塩原次世代サポート課長)

今回の調査につきましては外部委託をして、その辺は調査会社のほうで対応しているかと思います。

それから、回収率なんですけども、実は今、先生のほうから郵送で2割であればというお話があったんですが、前回、5年前は、実は回収率3割で、今回ちょっと落ちたのは非常に私、担当課としても気になるところでございます。この調査自体が、各市町村に協力いただいて無作為抽出で、家庭に郵送で調査票を送ってるということなんですけれども、確かに余裕のない御家庭については十分な回答をいただけないというような懸念があるかというのは委員さんおっしゃるとおりかと思いますので、今後、こういった調査を行う際には、回答数も含めてもっと工夫をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

(中島委員長)

大学なんかに相談してもらえればいいと思います。私も見たんですけれども、77市町村からの回答ではないんですね、回答は50市町村。そうすると、最初に77に配っているのか、ただ住民基本台帳でやるとなると、小さなところがはじかれていくのか、何かそこら辺よく分かりません。趣旨からすれば全市町村から回答、あるいは質問票を出して返って来るような制度設計、それが統計調査をやる上でいいのかどうかというのは私自身が今、判断しかねるんですけれども。

次に、質問数がものすごい多くて、親も子も大体50問ぐらいです。チェックリストというか丸つけだと思うので時間からすると20分ぐらいもかからないかなとは思うんですが、一見して結構多いなというそれだけで、答えなくなっちゃう方もいるのかなとは思います。そういう意味では、細かいところまでよくこれだけ答えていただいたなという気がしました。そんなとこも含めて考えていただきたいなと思います。

(塩原次世代サポート課長)

今回の調査なんですが、全市町村に対して協力をお願いしまして、約半数の市町村から御協力をいただいた世帯に対して郵送させていただいている状況でございます。

(中島委員長)

永田委員さん。

(永田委員)

20ページなんですが、相談窓口利用状況ということで、相談する窓口や方法が分からなかったとなっていまして、民生委員・児童委員と主任児童委員もなんですが、実際に今、3年間、コロナの中で本当に動いてこなくって、学校へ訪問してもほとんど拒否されて丸秘状態、出直していただけないという声が委員さんの中からたくさんありました。やはり守秘義務があるので、ある程度地域の困ってる家庭のことは少しでも見守ってくださいというふうに行政指導のほうでお願いできればうれしいかなと思っております。主任児童委員の役割、以前からすごく思ってるんですが、活動の内容とかいろんな面において民生委員に比べてほとんど見えてこない部分がたくさんありまして、もうちょっと学校関係、子どもさん関係、活動する体制づくりをお願いしたいなと思います。

(中島委員長)

ただいまの御意見についていかがでしょうか。

(永田委員)

ただいまの話はお願い事項です。この3年間新しい委員さん増えておりますので、ぜひその方向性でお願いをしたいかなと。地域で見守れるような状態の活動ができますようにということで、お願いでございます。よろしくお願いします。

(中島委員長)

要望するということでよろしいですか。

(永田委員)

はい。

(塩原課長)

承らせていただきます。ありがとうございます。

(中島委員長)

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。 ないようであれば、次の議題に入りたいと思います。 次に、説明事項カの児童福祉施設条例等の一部を改正する条例案についてであります。 それでは、説明お願いします。

説明事項カ 児童福祉施設条例等の一部を改正する条例案について 資料6の説明

(中島委員長)

ありがとうございました。 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。 基本は文言を変えるということですか。

(西村児童相談・養育支援室長) はい、そうです。

(2)審議事項

(中島委員長)

それでは、次に入ってまいります。

次に、会議事項、(2)の審議事項ア、長野県地域福祉支援計画についてに入ります。

本件は、令和4年2月に当審議会に諮問され、具体的な検討は地域福祉計画専門分科会において審議を行っていただいております。分科会での審議内容について専門分科会長から御報告をいただき、方針の方向性を確定したいと思います。

それでは、長峰専門分科会長、よろしくお願いいたします。

審議事項ア 長野県地域福祉支援計画について 資料7の説明

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

(高山委員)

高山です。本当に大事なことだなと思って聞いていたんですが、専門性を生かしながら多様な機関が 協働をした相談支援体制というところで、多機関との連携とっても今、大事だと思っているんですが、 やはり私たちNPOとして関わっていくときに、学校側が協力体制をなかなか取ってくださらない、そ の会議を一つ開くまでに一生懸命御連絡を続けて3か月ぐらいたってしまったりとか、御本人たちから の希望が出てないっていうところも言われることもあるんですけど、御本人たちが話合いができる精神 状態だったりとか、生活環境じゃなかったりして、だからこそ学校と情報を共有したい。例えば私がや ってる居場所のほうに来ている、生活困窮もあって全く学校に行ってない子とかもいるんですけど、そ のことについて情報を共有したいっていう流れをつくっていくのに時間がかかってしまったり。私は4 年前までごちゃまぜカフェっていうカフェを経営してたんですけど、今、私それを辞めて「かえるのい え」っていう居場所をやっていて、ごちゃまぜは難しいなっていうのが今の意見なんですけど、例えば 高齢者介護のケアマネジャーさんたちに、私、デイサービスを経営してるので一番近い立場、御家族か ら、御家族に障がいがあってとてもじゃないけどこれ以上見ていけないっていうお話を聞いたときに、 ケアマネさんにお話しすると、私たちはお父様の支援に当たっているからそこは個人的なことで踏み込 めませんねと終わってしまうケアマネさんと、それはみんなで対処しなきゃいけないよねと、障がい福 祉課にも連絡を入れてくださって、日程を決めてくださるケアマネさんとか、差がすごい大きくて、と てもごちゃまぜにしていくまでの一苦労が、道のりが長いなと思っています。なので、本当だったら高 齢者のほうのケアマネさん、御家族の中で、息子さん、娘さんについてる障がいのほうのプランナーさ ん、そして各施設、利用されてる施設の方みんなで共有できると本当に穴が空かない支援ができるなと 私は今感じているんですけど。皆さんで連携を取って、ワンストップっていうのは、みんなで専門性を 高めるとか、何かそういう流れの中でこんなことを考えてらっしゃるとかいうのがあれば教えていただ きたいなと思って。

(長峰分科会長)

一番は57ページ以降になりますけれども、国が打ち出している重層的支援体制整備事業というのが、まさに福祉各分野をつなぐ相談窓口の機能を強化していこう。そして、若干ですけれども、財源的にもごちゃまぜが実は実現できる制度になっていまして、これは、今、飯田市さんが県内では取り組んでいらっしゃるんですけれども、それをこの5年間で市町村が取組めるように、推進をしていこうというのが一つ大きな多機関協働に向けての目標かなというふうに考えております。

(高山委員)

ありがとうございます。

(中島委員長)

よろしいですか。

(高山委員)

はい、大丈夫です。

(中島委員長)

川瀬委員さん。

(川瀬委員)

長野県児童福祉施設連盟の川瀬です。先ほど、長峰さんの説明ありましたけども、児童養護施設にお いても中高生が増加し、リービングケア、アフターケアをどうするのかという課題があります。その中 で、多様な就労の場づくりということで、県社協さんと通じて就職の、あるいはアルバイトの開拓等始 まってるんですね。つまり、これは先ほど来説明がある、誰もが夢や希望を抱き、チャレンジできる社 会づくりの家庭での養育に困難を抱える子どもたちの支援、市町村、児童福祉施設等との連携による相 談・支援体制構築と書かれているとおりのことを、具体的にどのように今度やっていくかという、展開 になってくるんだと思うんですね。そういうことも一つ一つやっていくと、やはり市町村と、まだうま くかみ合ってなかったりですとか、あるいは広報がうまくいってなかったり、あるいは子供たちにもっ とこんなように説明していけばいいじゃないかという次の展開に入っていきます。4月からはこども基 本法ができ、こども基本法には年齢の定義が書かれてないわけですね。つまりは、2025年には児童 養護施設の年齢の撤廃、上限がなくなります。子どもたちがどのように自立していくのかということは、 施設だけではなくて、ここにうたわれている、ともに、とか多様性というものに対応するには、やはり 包括的でチームでやっていかなければ対処できないということはもう明らかなので、そこに今言われて いる高山委員さんのお話があるように、学校や地域も含めて一緒に、子どもを中心にやっていけるって いうことが、今のこの施設の子どもたちのアルバイトや就職一つ取っても分かってくるわけでございま すので、そういったことを一つ一つ積み重ねながら、一緒に学びながらやっていきたいというふうに改 めて思っております。またそういった施設の機能の充実については、児童相談所や子ども家庭支援セン ターが今後できてくることで相談機能が充実していくんですが、その後、どこで、誰に、何を頼べばや ってくれるのかというところまでが実はまだ整理ができていませんので、必ずそれはまたその隙間の中 で様々な課題が出てこようかと思います。全て児童福祉施設でお願いっていうわけにはなかなかできな いということが今回の件でも、その辺り分かってくるというふうに思いますので、また連携しながら子 ども中心の社会ができるように一緒に協力体制をつくっていきたいと思いますので、御協力をよろしく お願いしたいかなというふうに思いました。以上です。

(中島委員長)

要望ということでよろしいですね。

(川瀬委員)

はい。

(中島委員長)

そのほか、いかがでしょうか。

(海野委員)

海野です。ともに学びというのはとてもいいなと思っていただいたんですが、今のお話を聞きながら思ったのは、計画もすばらしいですし、先ほどの資料5の調査結果、聞き方がという御意見もございましたが、これを見ながらみんなでああでもない、こうでもないって言うと、何かいろんなものが見えてくるんではないかなと思いました。ですので、知るっていうことも大切になっていくのかなと。いろんな人が今こういう問題があるんですよ、こういうことが行われているんですよ、みんなが知っていく。それで、あそこに行くとあんな人がいるんだなとか、お互いがお互いを知っていく、皆さんつながっていく、いろいろな制度とか計画はもう十二分ぐらいにあるので、それを知っていくっていう機会を県全体でやっていくと、お互いを、顔が見えてくると全然違う方向になってくるかなと思います。そんな知るということも今後の方法というか、そんな方向を示していただけるとありがたい。具体的な行動とし

てお互い知っていきましょうというような、そんな感じでやっていきたいと思います。よろしくお願い します。

(長峰分科会長)

ありがとうございます。県の施策として、計画の提案をさせていただいたんですけれども、これを踏まえて、委員の先生をはじめとして民間レベルでもぜひ学び合いを深めて、知り合って、またアクションにつなげていきたいと考えております。

(小林委員)

今、海野委員さんもおっしゃってたんですけど、やはり私も先ほどからお話を聞いていて思ったのは、 学ぶということよりもむしろ知るというところなのかなって思って。さっきケアマネジャーがここまで という話もありましたけど、高齢者の支援をしていると、私たちだとお家の中まで入っていくので、そ の中でも障がいの方がおられたりとか、あるいはひきこもりがあったりとか生活困窮であったりとか医 療的ケア児の方がおられたりとか、ケアマネジャーが家の中まで入っていく中で、いろんな困難さだっ たりとかが見えてくるというところがあるんですが、そんな中、高齢者の支援だけで手いっぱいになっ てしまって、それ以上のところまでなかなか行き届かないというのが現状です。実際、ケアマネジメン トしていく上で、高齢者一人だけを支えようと思ってもどうにもなるものでもなく、その御家庭が抱え てる問題であったりとか地域の方たちが抱えてる問題であったりとかたくさんあって、そういった中で は先ほど複合的な課題みたいなこともありましたけれども、お互いが学び合うですとか、それから専門 性を生かしながら多様な機関が協働するというところですけど、やはり私たちも本当に協働をし合って いかないと支えるっていうことができない、支えるというか、みんなで助け合ってというか、みんなで 過ごすみたいなそんなところがしっかりと力をそれぞれが出していければいいのかなと。窓口が本当に たくさんあるので、ついつい制度も窓口も全部縦割りになっていくと、さっき串刺しといった形があり ましたけど、その串を刺すのが誰かみたいなことを言っていると、うまくいかないので、気付いた人た ちが気付いた連携の中でしっかりとつながり合えるっていうことがとても大事かなというふうに思って いて、先ほどのお話のともに学びとか知り合うというようなお話がすごく大事だなと思ったので、また 共にやっていけるといいなとお話聞きながら思います。よろしくお願いいたします。

(長峰分科会長)

補足でございますけれども、ちょうど相談機関の連携の核となるところ、どこに置くかというのがこの重層的支援体制の整備事業で、全国で今、試行錯誤してるんです。長野県だと生活困窮のまいさぽが高齢者も含めて行き場のない相談を一旦受け止める核になるという方向で検討をしている市町村もございますし、地域包括センターなんかが少し業務の輪を広げて、子育て支援も含めてカバーしていこうとか、市町村の状況に応じて様々に核になる相談機能をつくっていく。それと、プラスそれぞれの相談機関が一歩ずつちょっとはみ出して、のり代をつくっていくと、そういうような考え方、イメージが大事なのかなと思っております。よろしくお願いいたします。

(藤原委員)

大変すばらしい福祉支援計画だと思っています。ただ、これ県版ですから、今度は77市町村がまた新しくつくるところも、つくったところも、それから現にこういうような計画を推進してるとこもあると思います。全部が一斉にこの計画に基づいて、77市町村が新しい計画をつくるというわけじゃないわけです。ですから、市町村が、県のこの計画にどういう添え方をするかというのが非常に難しいと思うんですよね。そこをしっかり指導してもらうということと、もう一つは、何といってもやはり県の地域福祉計画を基本として市町村がつくらなければいけないと思いますので、その辺をどういう方向で進んでいくのかということと、もう一つは、新しくつくる市町村も多分あると思います。そういう市町村

が、この計画を基本にある程度地域福祉計画をつくっていけるかということなんですが、その辺の指導 は県としてどういう考え方持ってますかね。

(手塚地域福祉課長)

作成の事務局でございます地域福祉課のほうからお話し申し上げます。

的な話になってしまうんですけれども、努力義務というところではあるんですけれども、県、市町村と共にこの計画をつくるという法律がございます。私どもの計画の25ページ辺りを見ていただきますと、県内の作成状況を記載されてるわけでございますけれども、御覧のような状況にございまして、委員さんが言われるようにこれからつくるところもありますし、また一般的にはこの計画、無期限ということはなく、一定の期間を持った計画ということになってると思いますので、そうしますと、当然のことながらこれから今の計画を改定されるところもあろうかと思います。この内容につきましては、県で計画するのがふさわしい内容も多分あるでしょうし、なかなか県ではできない、市町村で初めて実になる計画、項目もあると思っています。作成する自治体さんに関しましては、私どものほうで随時相談をお受けしておりますし、それで何かあれば作成に向けた指導といったらちょっとあれなんですけれども、共に悩みながらという形になるんですけれども、寄り添った形で支援してまいりたいとは考えております。

今のところ、この時点におきましては、全県の51.9%というところでございますが、作り方も独立の計画としてつくるか、あるいは幾つかの計画を統合してつくるというやり方もあると思いますので、そのあたりも併せて共に悩みながら作成していただければと思っております。よろしくお願いします。

(藤原委員)

あくまでも方向性や理念がうたわれているわけでしょうね。政策的にそれを事業として実施するには、また個別計画ができてくるわけですが、どうしてもやはり基本的には総合計画が基になりますので、ぜひ県の方針をある程度市町村にも徹底して、方向性だけは、やはり市町村も県も同じ方向を向いているということでなければまずいと思うんですよね。ぜひその辺の、市町村とのいろいろな協議や、また指導等もよろしくお願いしたいと思います。

(手塚地域福祉課長)

この計画もともと、いろんな方々がいらっしゃる中で地域で円滑に、かつ快適に暮らしていっていただくための計画ということでございまして、そういうことになりますと、当然のことながら市町村の役割は極めて大きいということでございます。市町村部分の計画なくしては円滑に回らないのは当然のことでございますので、私どももぜひこういった理念につきまして、市町村さんのほうに、ぜひこういった考え方を御賛同を得ながら広めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

(藤原委員)

多分、今までの計画を端的に言えば、衣食住の高度化のようなそういう方向でずっとつくってきたんですが、でもこれからは医福教の時代だと思うんですよね。医療と福祉と教育の問題、医福教の時代になるわけですから、その辺のところをしっかり協調してもらって、それに基づいて実施計画を、県もそうですし市町村もそうですが、方向性をある程度あんまり狂わないで、最終目的は住民福祉のためにどうかという方向性をぜひ出してもらいたいと思います。

(手塚地域福祉課長)

貴重な御意見、どうもありがとうございました。その方向性でぜひ頑張りたいと思いますので、よろ しくお願いします。

(中島委員長)

市町村の地域福祉計画をつくるという意味では、以前、県から依頼というものでもないですが、大学で手伝ったことがあって、私は原村や、地元の上田市で委員をやっています。大学などをうまく使ってもらえるといいのかなと思います。ただ、長野大学は公立になって兼業が禁止されているので、そこが厳しくなって長野大学はむずかしいため、他の大学などを使ってやっていただければよいかと思います。それから、最後に、私から、気になっていた4章の達成目標のところが空白なんですがこれはこれでいいのでしょうか。作業が間に合わなくてこういう状態なのかそこら辺の解説をお願いします。

(手塚地域福祉課長)

この計画は行政計画ということになりまして、今年幾つかの主要な計画が県においても策定されてるところでございます。その計画の指標自体は共通するものも幾つかございまして、その中でどの時点のものを、いわゆる現行の数字とし、どこまでを目標とするのかというのは計画ごとに違うので、調整を取らないといけないということになっております。そうした調整を取りまして、もちろんここには具体的な数値を入れさせていただければと思ってます。今回、委員の皆様方には、この指標、項目のみ御審議いただきまして、こういった形になってるということでございます。よろしくお願いします。

(中島委員長)

その上で了解をしていただきたいということですね。

時間もそろそろ迫ってまいりましたので、今までの皆様の御意見伺ったところでは、本審議会としては特に異論はなく、分科会の報告に沿って答申をしたいということでよろしいでしょうか。御意見がないようですので、御了承いただいて、最終的な答申の内容につきましては、後日、委員の皆様に御報告していただくということで、よろしくお願いいたします。

5 その他

(中島委員長)

本日の予定した会議事項は以上ですが、そのほか、これまでの事務局からの説明に対して御意見、御質問等もしあるようでしたらお聞きしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。皆さん、御発言はされたかと思いますので。

ないようであれば本日予定した会議事項は以上です。進行を事務局にお返しいたします。

6 閉会

(棚田企画幹兼課長補佐)

事務局でございます。

大変長時間にわたりまして御熱心な御審議をいただき、大変ありがとうございました。

本日の議事録でございますが、この後、事務局のほうで作成をさせていただき、内容について各委員さんの御確認をさせていただきまして、その上で公表をさせていただくということでお願いしてまいりたいと思っております。よろしくお願いしたいと思います。

また、次回の本審議会の開催につきましては、新年度、令和5年度に入っての開催になるかと考えております。また、開催日等の調整を事務局のほうで別途させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして本日の長野県社会福祉審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。